

家庭裁判所委員会議事概要

1 日 時 平成20年3月17日(月)午後3時から午後5時まで

2 場 所 東京家庭裁判所大会議室(19階)

3 出席者

(1) 家事関係委員(五十音順)

東京都女性相談センター所長 太田敏子

東京家庭裁判所家事調停委員 中村智

東京都社会福祉協議会福祉部長 吉原正夫

(2) 少年関係委員(五十音順)

東京少年友の会理事長 荒井史男

東京地方検察庁刑事部長 渡邊徳昭

(3) 学識経験者等委員

元共同通信社編集局編集委員 野村満利

(4) 弁護士委員

東京弁護士会所属 弁護士 鬼丸かおる

第一東京弁護士会所属 弁護士 関澤潤

第二東京弁護士会所属 弁護士 山下正祐

(5) 裁判所委員

東京家庭裁判所所長 門口正人

東京家庭裁判所家事部所長代行者 上原裕之

東京家庭裁判所少年部所長代行者 八木正一

(6) その他

東京家庭裁判所首席家庭裁判所調査官 樋口昇

東京家庭裁判所家事首席書記官 大谷保

東京家庭裁判所少年首席書記官 松本秀敏

東京家庭裁判所事務局長 杉原隆治

東京家庭裁判所事務局総務課長 金内義明

東京家庭裁判所事務局総務課課長補佐 宮手篤

(7) 説明者

東京家庭裁判所主任家庭裁判所調査官 矢代龍雄

4 議事

(1) 少年法改正後の状況について

(裁判所委員)

少年法改正は、これまで大きな改正が、平成12年、19年と2回あった。

ア 平成12年の改正のポイントは、(ア)少年事件の処分等の在り方の見直し、(イ)事実認定手続の一層の適正化、(ウ)被害者への配慮の充実の3点である。

(ア)少年事件の処分等の在り方の見直しは、第一に刑事処分可能年齢の引下にある。改正前は、家庭裁判所の決定時16歳以上の少年についてだけ検察官送致が可能であった。改正後は、決定時14歳又は15歳の少年についても、これが可能となった。第二は、原則検察官送致制度を導入したことである。犯行後16歳以上の少年が故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪を犯した場合は、原則として検察官に送致するものである。

東京家裁本庁の状況について、平成13年4月から今年の1月末までの数字を示すと、責任年齢に合わせた改正、すなわち14歳、15歳の少年についての検察官送致を決定した事例はなかった。原則検察官送致の数値については、その対象となる事件数は19件あり、そのうち送致決定をした事件は12件であった。

(イ)事実認定手続の一層の適正化については、従来、家裁の事実認定はしっかりできているのか、という声の一部にあったが、まず第一に裁定合議制度を導入した点があげられよう。改正前は全て1人の裁判官による審判で

あったが、改正後は合議体による審判を可能とした。次に、検察官及び弁護士である付添人が関与する審理を導入した。一定の重大事件について、非行事実の認定手続に検察官を関与させることを可能とし、その場合には、弁護士である付添人を選任するという制度である。他には、観護措置の期間を延長できるようになった点があげられる。改正前は最長4週間であったが、改正後は、非行事実を争いがある場合については最長8週間にまで延長できるようになった。これに伴って、観護措置決定等に対する不服申立てである異議申立ての制度が新しく導入されている。

平成13年4月から20年1月までの東京家裁本庁の数値を示すと、合議体つまり3人の裁判官で審理した事件数は35件である。検察官関与決定をした事件数は13件であった。検察官関与決定をした事件のうち、国選付添人選任があった事件数は、これまでわずか3件である。また、観護措置期間が4週間を超えた事件数は54件あるが、最近では、年間数件程度となっている。

(ウ) 被害者への配慮の充実については(「少年犯罪によって被害を受けた方へ」のパンフレットを示して)、事件記録の閲覧及び謄写、被害者等からの意見の聴取、審判結果等の通知、という制度が導入された点である。

(少年関係委員)

被害者に対する配慮の充実に関し、法改正後、家裁調査官の一般的な調査実務の中で、これまでの調査のやり方と変わったところがあるか。事件にもよるが、被害者に面接を実施することは多いのか。

(裁判所委員)

被害者配慮の充実という点は、家庭裁判所全体が取り組まなければならない事柄である。多くの事件では被害者に書面照会をして、調査官あるいは裁判官に直接話をしたいという希望があるか聞いている。原則検察官送致対象事件については、原則として、被害者照会をする運用をしている。

(裁判所委員)

イ 平成19年の改正についてご説明する。

19年は4つの改正点がある。(ア) 触法少年事件について、警察の調査権限の整備、(イ) 少年院送致可能年齢の概ね12歳以上への引き下げ、(ウ) 保護観察に付された少年が遵守事項を守らなかった場合の措置、(エ) 重大事件を対象とした国選付添人制度の導入である。以下、順に説明する。

(ア) 触法少年事件について、警察が少年保護者を警察に呼び出して質問できるようにし、刑事訴訟法を準用して搜索差押等ができるように明文の規定を置いた。たとえば、少年の自宅に凶器があるとうかがわれるのに保護者がそれを提出しない場合に、これまで警察はそれを入手できなかったが、それを可能にしたのである。

(イ) 少年院送致可能年齢の引き下げについては、改正前の少年法では初等及び医療少年院の収容少年は14歳以上と明記されていたが、改正後は概ね12歳以上が収容できるようになった。今後は、限定的ではあるが、13歳未満の少年を少年院に送れるようにした。

(ウ) 保護観察に付された少年が遵守事項を遵守しない場合は、その程度の重いものについては、保護観察所長が家庭裁判所に対し、少年院送致又は児童自立支援施設送致の決定をするよう申請するという制度が導入された。

(エ) 国選付添人の制度については、改正前は非行事実には争いのある場合に限り国選付添人を付することができたが、改正後は、検察官関与対象事件であり、裁判所が弁護士である付添人の関与が必要であると判断した場合には、職権で付添人を付することができるという制度になった。

以上が昨年11月から施行されているが、先月末までの事件を見ると、

(ア)、(イ)、(ウ)についてはまだ事例がない。国選付添人の制度については、当庁で対象となった事件は13件ある。そのうち9件で国選付添人を選任し、2件は私選付添人が選任されており、2件は他庁に移送したという

状況である。

(家事関係委員)

少年院送致可能年齢が12歳まで引き下げられたが、12歳というと身体的には大きくなっているものの、まだ子どもだと思う。例えば、少年が少年院に収容された場合、保護者に対してどういう働きかけをしているのか

(裁判所委員)

少年院から保護者に対し処遇計画を示し、その少年の到達度を定期的に見に来てもらっているようである。

(弁護士委員)

19年の改正で、触法少年について、警察が非行少年全般の触法調査及び虞犯調査について、家庭裁判所及び児童相談所と連携を密にするような規則を作っているようだが、警察から家裁に対し何か連絡があったか。

(裁判所委員)

特別それに関しての連絡は今のところない。触法については児童相談所から送致の際に相談されることがある。現在のところ、個別の事件において、児童相談所、警察、家裁の三者で協議するというような事態にはない。ただ、問題点があれば児童相談所との協議会、あるいは警察との協議会を実施しているので、そのような機会に検討したいと思う。

(少年関係委員)

被害者への配慮については平成12年の改正において、いわゆる記録の閲覧権を認め、これは被害者保護の拡大になった。現時点で、一般刑事司法の分野でも、昨年度ようやく被害者の記録の閲覧が認められた。そういう意味で言えば少年法の改正が先行したと思うが、今度は逆に刑事司法では被害者が訴訟に参加する、いわゆる被害者参加の問題、場合によっては弁護人が被害者の代理人として検察官と共に法廷に立会するというような法改正の方向が示されているが、それに合わせて少年事件の審判への立会の問題とか、そういった点に関し家裁では何か議

論をしているか。

(裁判所委員)

今現在問題になっているのは、被害者側の審判の傍聴の問題である。これについて、今国会で法案審議がされると伺っている。

(2) 少年に対する保護的措置の状況について

(説明者)

ア 最近の少年保護事件の動向について、平成18年に全国の家庭裁判所が受理した事件数は約21万件である。罪種別の主な内訳は、窃盗、遺失物横領、自動車等の人身事故を中心とする業務上過失致死傷、無免許酒気帯び、スピード違反などの道路交通法違反、これらが相当な割合を占めている。なお、強盗致傷のようないわゆる凶悪事件の割合が大幅に増加しているという状況にはない。

次に事件の終局の内訳を見ると、主な保護処分としては、少年院送致が2.4パーセント、保護観察が17.8パーセントである。一方、処分に付されない不処分が18.6パーセント、審判不開始決定が56.3パーセントであり、4人に3人が家庭裁判所限りで終局しているといった結果である。このうちの約8割5分が「保護的措置」という手続が施されて終局に至っている。

イ 保護的措置について説明すると、家庭裁判所の処理手続における教育的な働きかけの総称であり、少年に対する社会規範の内面化や健全な社会性の涵養を目的としている。

ウ 最近家庭裁判所に係属する少年には、自己中心的、共感性が乏しい、低い自己イメージ、コミュニケーション能力の乏しさ、このような特徴があると指摘されている。また、その背景として、保護者の意識の低さ、社会規範軸が曖昧、地域の大人との関わりの乏しさなどが考えられると言われている。

一方、少年非行を巡る社会の状況は、非行の様相の変化に呼応して社会全

体で非行に対する意識や防犯活動の要請が高まっており、家庭裁判所においても従前からの決定機関という枠組みの中で、より実効性のある教育的な働きかけ、保護的措置を組み入れ、社会の理解が得られる適正な処遇選択に努めていかなければならないと受け止めている。家裁では、従来から行っているいわゆる個別型の面接指導に加え、被害者の視点や様々な体験学習を組み入れ、少年たちに社会に対する関心、意識の向上、そしてまた少年本人の自己意識を改善するためのプログラムを企画し、取組を始めているところである。

さらに、背景としてある家庭の問題について、これまでも保護者に対して様々な働きかけを行ってきたが、平成12年の少年法改正により保護者への措置というものが明文化されたことにより、積極的、能動的に実施することが可能となり、全国の家庭裁判所で、様々な創意工夫をして「保護的措置」として活動が行われている。

エ 東京家庭裁判所では、従前から調査官が、例えば、少年保護者の悩み等を解消していくカウンセリング型の面接をしたり、少年に課題を与えて作文を書かせたり、少年自身の心の成長を期しての心理療法的な働きかけをしたり、あるいは、勉学能力の劣っている少年に対し学生ボランティアによる家庭教師活動を実施してきた。少年法改正後は、このような継続型、従来型の保護的措置に加えて、グループワークのノウハウ、そして効用を取り入れ、各種の活動や少年に直接体験を味わわせるような体験型学習、そして、これらの複合型である合宿といったような新しい活動を始め、展開している。

例えば、万引きの被害を考える教室について説明すると、大手スーパーマーケットやコンビニエンスストア協会からゲストスピーカーの方をお招きして、万引き被害についての実態を話していただいたり、少年たちにグループ討議をさせ、具体的に被害者の気持ちを感じさせたり、謝罪の気持ちを再現させるためのロールプレイ等を実施している。また、保護者の会について説

明すると、非行を起こした少年を持つ保護者のうち、今後の対応等に悩んでいる方を集めてグループでする話し合いの場を持たせ、その中で互いの悩みを打ち明けさせたり、具体的な子供への対応の方法を教授するなどのプログラムを実施している。活動に参加した保護者の感想文には、自分よりもっと大変な立場の人がいるとか、自分の悩みを分かってもらえる人ができて、自分も頑張ろうとか、また、ここで学んだことを活かし、少年との間のコミュニケーションの在り方を考えようといった記載があった。最高裁判所家庭局から保護者の在り方を考えさせる教材として、最近DVDが作成されて、全国の家庭裁判所に配付されており、今後はこれも活用したいと考えている。

オ 体験型の社会奉仕活動について説明すると、地域美化や対人援助といったプログラムがあり、地域美化にはNPO法人の賛助協力を得て、地域のごみ拾いや落書き消しなどに携わらせている。対人援助活動では協力いただける特別養護老人ホームに少年を数日、通所又は宿泊させ、施設の指導員の下で各種の介助の手伝いを体験させている。これらの社会奉仕活動は、少年の社会における有用感、達成感を高めさせるとともに、自らの反社会的な非行について改めて考えさせる効果があると考えている。

カ このように、当庁では少年個々の問題、特徴に合わせ、従来からの個別的、継続的な指導に1回型のグループワークや体験学習を適宜組み合わせた保護的措置を実施しているところである。

(弁護士委員)

この保護的措置というのは、期間は審判開始までの期間か、それから観護措置を受けている者と在宅の者で分けられているかを聞きたい。

(説明者)

在宅事件の場合には、担当の調査官が審判が開かれる前の段階で調査と並行しながら少年に対し各種の保護的措置を実施している。この場合、比較的軽微な非行の少年が多いが、調査から審判までの間に各種の教室に参加をしなさい、とい

う形でその教室に参加させ、そこでの成果をも含めて審判を受けるというケースがある。

一方、観護措置中の少年の場合、審判を経てから裁判官が試験観察決定をし、その試験観察の期間中に社会奉仕活動、合宿活動等比較的内容の濃い活動をしながらか保護的措施を講じ、最終審判に至るという流れになる。

(少年関係委員)

例えば体験学習型のような環境美化は、今、一般刑事事件でも刑罰の在り方として議論されているボランティアを刑罰として科したらどうかという問題と対比すると、試験観察の際にそういった体験学習的なものをやりなさいというのは、それが仮に任意的なものとしても、相当程度処分に近くなるのではないか。制裁的な余地が強く、少なくとも審判を経た上でなければなしえないような処分だと感じるが、どういう位置付けをしているのか。

(裁判所委員)

現在、試験観察決定を経ていない場合は清掃活動等に参加させ、特別養護老人ホーム等に行く少年は試験観察中の少年が多い。当庁の運用は、強制にならないようには十分配慮をし、少年の積極的な参加意思を確認して運用している。刑罰としての社会奉仕命令とは性質を異にしていると思っている。実際に運用に当たっている関係者も、少年の自発性が大事だという認識でやっている。

(少年関係委員)

今の質問に関連して、試験観察は調査官が少年の動向を静的な状態でただじっと見て、その少年が何らかの保護処分なり刑罰に値するかどうかを観察するというものではないと感じている。つまり、ある程度働きかけをしてその反応を見ており、昔から試薬を投じてその反応を見るという表現が使われていた。何らかの働きかけをする、その方向は少年の改善更生という視点である。それに少年がどういう対応をするかを見ながら最終的にどういう処遇が適当かを見つけている。少年に対して何らかの働きかけをするというのが、30年、40年、50年の間

に随分と変わってきたと思う。世の中の動向が、その少年を取り扱う警察、検察庁、裁判所だけに任せていいのか、と変わってきたのではないか。世の中全体でその少年を取り囲んでいく、いい方向に引っ張っていく、そういう世の中の動きがあると思う。それと連動して調査官の働きかけがあり、ボランティア活動とのつながりを利用して働きかけをしている。あくまでも強制してやるというものではなく、少年の任意の気持ちで自発的にかかわっていて、志というのか、目指してるところが違うと感じている。

(裁判所委員)

強制性の問題だが、例えば清掃活動にエントリーして、その当日になって嫌になったという子がいる場合、それについて特段の制裁的な措置はしていない。合宿等も同じことがいえ、あくまでも任意の参加を促してやっている。特別養護老人ホームに泊まりで行く予定にしていた少年が、1泊目でどうしても帰りたくなかったというケースでは、その少年を現実に帰している。

(3) 保護的措置について

(説明者)

最近開始した二つの保護的措置、交通被害を考える教室と親子合宿を説明する。

ア 交通被害を考える教室について

これまで東京家庭裁判所では万引き事件又はバイク窃盗等初犯の比較的軽微な少年たちを対象として、その都度ゲストスピーカーを招いて被害を考える教室を実施してきた。それらが順調に実効性を発揮してるため、次に取り組んだのが交通被害を考える教室である。

この教室は有免許者として初めて交通事故を起こし、その被害が比較的軽微だった場合、少年及びその保護者を対象として、深刻な交通被害の現実に触れさせ、再び事故を起こさない心構えを涵養することを目的としている。

本教室のカリキュラムは、調査官による交通講義、交通被害者の方の講義等である。受講後、少年保護者の作成した感想文を見ると、被害者遺族の講

演内容を真摯に受け止めて今後の運転を諫めるような内容になっている。また、保護者として指導の在り方等についての記述もあった。

イ 親子合宿について

現在、年3回実施しており、東京少年友の会という家事調停委員等が任意で組織している団体に短期間委託して行っている。各合宿は友の会会員、ボランティアで友の会に登録している大学生、企画運営に関与する家庭裁判所調査官によって実施し、場所は東京郊外にある一般開放施設、自然研修センター等で1泊2日の日程で行っている。非行を起こす少年の背景事情の一つとして親子関係がうまくいっていないことがあげられる。親子の問題について、合宿という非日常的な場面で、多様かつ未体験の協同作業を通じて、お互いの理解の伸長を図って、コミュニケーションを改善し、同時に少年の更生への共同歩調が取れるよう、大きな意味で言うと親子関係改善の手掛かり、端緒作りとしてこの合宿を位置付けている。一例をあげると、振り返り用紙というものをを用いて、活動の最中に起こったこと、また親子がお互いに観察し再認識したこと等を書かせ、その後一人一人に発表させていき、その繰り返しによって相互理解を深めていくという手法等を使っている。合宿はグループワークも目的の1つである。第1日目の終了前には、少年たちが入浴している時間を使って参加した保護者だけの会合を開き、それぞれの親が今後の指導に何かヒントをつかんだように見受けられた（合宿活動を終えた少年の感想文を紹介した。）。

ウ 保護的措置の方向性、課題について

一つは、このような活動が周囲の方の御協力、御支援が必要ということ。そういう意味での社会資源の拡充、グループワークをより効果的に行うための指導者の養成も必要である。

もう一方では、このような活動が本当にどの程度の実効性があるのか、具体的に言うと、再犯率など、活動に参加した少年の非行性がどのくらい低減

しているのか、そういったことを検証していくことが必要だと考えている。

(弁護士委員)

少年法改正とも関連するが、裁判員制度が今後導入されると、少年にも適用があると思うが、裁判員制度の構成で少年事件を成人のように審判していいのかという問題提起がある。裁判員制度を導入すると、こういう保護的措置等は何か飛んでしまうように思うが、専門の委員による裁判員制度、特に若年少年については考慮する必要があると感じているがどう考えているか。

(裁判所委員)

裁判員制度が始まると、少年もその審理を受けるからこういう保護的措置がなくなるということはないと思う。保護的措置の対象者は比較的軽微な犯罪を犯した少年であり、このような少年に対しては、裁判員裁判が始まっても、引き続き保護的措置を継続していく必要がある。

(少年関係委員)

趣旨は分かるが、少し違和感がある。保護的措置と保護観察との分け目がどうなっているかである。交通事故の問題では、現に交通短期保護観察の制度で行われている指導の内容とほぼ同じではないかと思う。他方、親子参加型の方に関しては、従来の保護観察の枠組みでは生かせないのかお聞きしたい。今後、再犯等の検証が必要だという意見は同感である。

(裁判所委員)

交通関係はある一定の基準で処理しており、直ちに交通短期保護観察にするのも適当ではない事案について保護的措置を施している。検証については、少年に施した保護的措置をコンピューターに入力し、再犯との関係を確認するようにしていきたい。

(家事関係委員)

触法事件に関連して、児童相談所について説明してほしい。

(家事関係委員)

東京都の場合、福祉保健局という部署が管理している。東京都は、他府県では中央児童相談所と呼ばれている児童相談センターがあり、その他に地域の児童相談所が10か所あり、計11か所の施設がある。各施設には児童福祉司というケースワーカーがいて、毎日保護者と児童に対応しているという状況にある。現在、児童虐待を始めとする問題が課題になっているが、一時的、緊急避難的に一時保護所と呼ばれる児童相談所が何箇所かあるという状況でもある。

(家事関係委員)

児童福祉司とはどういう人、どういう資格等を持っているのか。

(家事関係委員)

心理職あるいは福祉職の方もいる。事務職もいるが、それぞれの経験とスキルを持っている方が担当している。

(裁判所委員)

触法少年事件の場合は警察から児童相談所に送致され、児童相談所で心理判定等を行って調査し、その後家庭裁判所に送致されるというシステムになっている。

(少年関係委員)

これまでの委員の発言に関連して、少年友の会の関係に触れると、同会は家事調停委員経験の現役、OBの方々が中心となり、比較的程度の軽い非行少年の更生に対し、間接的に家庭裁判所に協力しているという団体である。その活動内容は、例えば先ほどの親子合宿とか特別養護老人ホームの社会奉仕活動に少年を同行して連れていくといった協力などである。友の会のメンバー自体は家事事件についてはかなり勉強しているベテランだが、少年事件については、具体的な事件を通じて裁判官や家庭裁判所調査官から個別の指導を受けて関わっている。つまり少年友の会というのは、家庭裁判所と少年の受入施設とのつなぎ役みたいな役割をやっている。もう一つ申し上げたいのは、例えば交通短期保護観察というのは、改善更生のためにやってはいるが、やっぱり保護処分の一つだということで、若干レッテル貼りになりかねないということになる。比較的交通違反で軽いのは、

むしろ今後のドライブのためには教育が大事であり、家庭裁判所の中で交通講習をやっていて、その辺の部分を交通短期の方に移していくというような、そういう時代があったと思う。だから、審判不開始で終わる非行少年の取扱いというのは、古くは調査官が1度面接したら終わりという程度であり、学者先生から批判された時期もある。特に保護処分までは要らないが、その少年の改善更生のための何らかの手を差し伸べ、少しでも教育した方がいいだろうと、何もしなかったレベルの少年たちに保護的措置をとるという大きな流れがあったと思う。最近では執行機関も随分ときめ細かくしているようである。一方で、少年友の会が関わる保護的措置が少年に対しどのような効果があるのかということは常に意識してやっていく必要があると感じている。

(弁護士委員)

これからの傾向として、①保護的措置というのが、例えば、試験観察とセットになって保護的措置を施すため試験観察に回る例が多くなっていないか。②合宿等の財政はどうなっているのか、どこからお金が出ているか、参加者負担になっているか等、最後に③ボランティアの学生という紹介があったが、どういうシステムになっているのか、この3点をお聞きしたい。

(裁判所委員)

保護的措置があるから試験観察が増えているとは断言しづらい気がする。家裁は様々なメニューをそろえていることは間違いないし、また、メニューを豊富にしなければいけないと思っている。財政について説明すると、例えば合宿は少年友の会に補導を委託している形になっている。そのため委託費はこちらから出しており、少年の持ち出しというのではない。学生ボランティアは少年友の会の会員になっているので、その会員である学生がボランティアとして合宿に参加している。

(裁判所委員)

試験観察について補導委託等の点を付け加えて説明して欲しい。

(説明者)

裁判官が最終的な結論を留保して、もう少し本人の様子を見てその上で結論を出すのがふさわしい場合に試験観察決定をする。試験観察には、在宅試験観察と呼ばれ、少年を自宅に生活させて学校や職場に通わせ、その中で本人の生活状況を観察指導していくというケースと、身柄付き補導委託といって、補導委託先に少年を住まわせ、そこで職業指導等も含めて観察指導していくという、二通りのパターンがある。これまで説明したものは、いわゆる在宅試験観察と呼ばれている少年で、裁判官が定めた遵守事項を概ね3, 4か月間少年に守らせるようにし、保護者に対しても更生にどれだけ尽力できるかを見ていくという制度である。

少年の観察を担当する調査官は、週に1回から月に1回程度、その少年の問題程度に合わせて定期的に少年を家庭裁判所に呼び、そこでの生活の実情を聴取し、問題がある場合は指摘したり指導する等して観察を続けている。その中で少年にとって保護的措置が必要だろうと思われる場合は、そこから被害を考える教室、合宿あるいは社会奉仕活動等に参加させている。

(4) 次回テーマについて

次回以降のテーマとして、「家事調停制度について」、「家庭裁判所と各種関係機関との連携について」が提案され、裁判所側で検討することとなった。

(5) 次回期日等について

今回は、平成20年7月4日(金)午後3時から東京家庭裁判所大会議室で開催することとされた。